

# 明治四年名古屋県仮病院の開設について

——『民政御用留』所収史料の検討——

羽 賀 祥 二

## 一 仮病院の開設時期をめぐって

明治四年（一八七二）名古屋に開設された仮病院については、その開設の時期、すなわち五月か八月か、をめぐって議論が続けられてきた。『名古屋大学五十年史』の編さんの過程で、検討がおこなわれ、「明治三年末から四年の前半にかけて、洋医学教師として張三石の招聘と、本町通りに面した旧評定所（現名古屋市中区丸の内三丁目）に仮の病院施設としての応急整備とを行い、四年八月九日、仮病院は開業の運びとなった」と、『名古屋大学五十年史』に叙述されることになった。<sup>1)</sup> 大学史の編さんに携わった吉川卓治は、「名古屋大学の源流についての覚え書―明治四年仮病院・仮医学校の設立時期の再検討―」という論考<sup>2)</sup>で、五月説と八月説の二つの説について再検討をおこな

い、その成果が『名古屋大学五十年史』に盛りこまれたのである。

吉川の論考は、五月説を否定し、八月説を主張したが、その根拠としたのは、山田英雄・島岡真が紹介した新史料であり、吉川は新史料を全文翻刻するとともに、みずから新たに発見した史料に依拠して八月説を補強したのだ<sup>(3)</sup>。

山田・島岡論文、吉川論文が依拠した史料は、名古屋県が明治四年七月、八月に布達した三つの史料である。七月の布達は、医師は「司命至重ノ業」であり、県では張三石を雇傭して病院を開設するので、世襲の医師に限らず民間の医師であっても、「洋医ノ医療」の研鑽に努めるように命じていた。そして、八月八日になって、次のような布達が出された。

今般当県元評定所ニ仮病院ヲ取建、明九日開業イタシ候間、疾病ノ者ハ士族卒ヲ始農商ニ至迄、普ク治療ヲ請候様可致事

但規則等之儀ハ、同所へ可承合事、尤他管下之者ニテモ治療ヲ受候儀ハ不苦候事

辛未 八月

名古屋県

これは徳川林政史研究所が所蔵する『明治四年 旧藩書類綴』に載っている史料であり、『御触留 明治二〜五年』（愛知県公文書館所蔵）にも同じ史料があり、これには「八月八日」の布告である旨が明示されている。

また、吉川が紹介した新史料は、小寺玉晁の『明治四辛未 見聞雑々集』に載る上記と同文史料、明治五年八月の義病院創立に関する愛知県布達、明治四年八月の「名古屋県病院規則」の三点であった。義病院創立の布達に

は、「本県ニ於テモ昨秋病院ヲ建置レシ」という文言が見られ、「昨秋」（旧曆七月〜九月）とあるから五月説否定の根拠となるものであった。しかし吉川は、仮医学校については、その開設に関する一次史料が発見されていないため、八月に同時に開設されたかどうかは疑問があり、また仮病院が翌五年二月に廃止されたのかという問題とともに、課題として残されていると指摘した。

ところで、五月開設説について、改めてその正当性を主張したのが、高橋昭「名古屋大学医学部の歴史―尾張藩種痘所・仮病院・仮医学校からの道程」<sup>(4)</sup>である。五月説の根拠は、一八八〇（明治十三年）十二月に編集された『愛知県公立病院及医学校第一報告』の冒頭の「病院沿革略誌」であった。<sup>(5)</sup>

当愛知県病院ノ開設ハ、明治四年五月旧名古屋藩ノ時、本藩元評定所ヲ以テ仮病院ト為シ、元高崎藩医士張三石ヲ教師ニ聘シ、次テ元町役所ヲ以テ仮医学校ト為シ、張三石ヲシテ教師ノ任ヲ兼ネシメ、元荻屋藩医士鈴木甲蔵ヲ雇テ助教ト為シ、管下人民ノ疾病ヲ救療シ、併セテ医士ノ子弟ヲ教育ス

高橋はこの史料に基づいて、名古屋藩が五月に仮病院を設立し、七月十四日の廃藩置県でいったんは消滅し、八月八日に改めて県立仮病院の開業の布達が出されたのだと主張した。<sup>(6)</sup>高橋は「藩立」仮病院の設立の一次史料は発見されていないとしつつも、廃藩置県直後の名古屋県に病院と医学校を設立するだけの行政能力・実行力はなく、藩立のそれがあつたからこそ、八月に県立の仮病院の開設ができたのだとも述べている。

高橋の論考は、幕末の尾張藩種痘所の実績、伊藤圭介らの「洋学医庠」の建議、松本良順の治療実績、学校制度の統一を含んだ徳川慶勝の「五策の建議」などを検討しつつ、名古屋藩の洋医学・種痘への熱心な取り組みがなけ

れば明治四年に仮病院の設立はなかったということを主張したものである。また高橋は、嘉永五年（一八五二）八月に伊藤圭介らが「尾張藩種痘所」を設けた意義を強調し、名古屋大学医学部の起源をここに遡らせている。

本稿は仮病院の開設は八月でよいと考えるが、幕末から廃藩置県以前の尾張藩（名古屋藩）の医療政策、病院・医学校の設立への動きなどを、教育政策全体をもふくめて検証する作業は必要だと考える。ここでは名古屋藩の行政部局であった民政方から出された布達などを記録した『民政御用留』の医療政策に関する史料十通を紹介しながら、今後の検討の材料を提供したい。

## 二 『民政御用留』について

徳川林政史研究所が所蔵する『民政御用留』は二冊からなるが、その収蔵番号を示す二枚のシールがそれぞれの表紙に貼られている。第一冊についてみれば、「尾張藩 1118-1」と、「蓬左文庫 二八三三七 部内 冊数二 番号四八一〇」という表記されたシールである。この『民政御用留』はもともと名古屋の蓬左文庫に所蔵されていたことがわかる。

第一冊の内表紙の次の丁に「明治三年正月より 民政御用留 駅通共」と記されている。第一冊は本文八十九丁、第二冊は本文六十四丁からなる。そして第二冊には、次のような奥付がある。

右県庁御帳全写 辛亥六月奥村定校

右名古屋市図書館本を以て謄写校合了

昭和廿年二月

奥村定は戦前に編集された『名古屋市史』の編さん関係者の一人であり、多くの史料の写本作成の担当者だった。奥村は「辛亥六月」、すなわち一九二一（明治四十四）年六月に愛知県庁がもっていた原本を写し、さらに別の人が名古屋市図書館に所蔵されていた奥村写本を一九四五年に謄写・校合した写本が、現在徳川林政史研究所に伝来してきたのである。

名古屋市図書館所蔵本は『名古屋市史』の編さんのために収集された写本史料だと推測される。現在、名古屋市鶴舞中央図書館には『名古屋市史資料』という史料群がある。その目録を見ると、『民政御用留』が存在しているけれども、いまは所在不明である。徳川林政史研究所に写本の写本が確認されたことで、明治三年（一八七〇）の名古屋藩の貴重な法令を知ることができるようになった。

この『民政御用留』には、名古屋藩の民政方農政懸、市政懸、商法懸に關係する法令が収録されており、それらは名古屋藩の農政・用水・林政・治水・新田開発・芝居興行・貧院・熱田市場・商律などに関するものである。

民政方は明治二年（一八六九）十一月の名古屋藩「職制」によれば、それまでの勘定奉行と町奉行を併せた組織で、正権判事・推官・邑宰・属吏・卒・雑使から構成されていた。<sup>⑦</sup> 民政方は「農政」、「市政」、「商政」の三つに分科されていた。以下に紹介する『民政御用留』の史料には、「医業吟味方懸り」宛の達しがあり、三分科に「医業吟味」というもう一つの懸りが加わったと思われる。

### 三 明治三年施薬病院の設立構想

『民政御用留』第一冊に掲載されている最初の病院に關係する史料は、窮民救済のための施薬病院の設立について、明治三年六月二日付の監察上申書である。宛所を欠いているが藩庁宛と考えていいだろう。

#### 【史料1】

午六月二日

袖書

監察

究民御救助筋等追々御施行御座候得共、未施薬病院無御座候間、寺院等相応之場所ニ右病院御取建、<sup>(てん)</sup>究民之諸病広く御救、且医学書生之者も右病院<sup>江</sup>罷出修業仕候様致度、仍て申上候事

六月

監察

監察は先の名古屋藩「職制」によれば、監察方という役所の職名で、江戸時代の目付にあたる。監察は警察組織であり、市内の治安維持のための窮民救済も職務に含まれていたと考えられる。窮民救済のための施薬病院を相応の寺院を選んで開設し、そこで医学書生の修業をさせる構想を提言したのである。窮民救助が藩政上緊急を要する問題であったことは、明治三年三月二十七日、大参事丹羽賢が論書を発し、また四月二十三日に彼自身が米を献納

したことからわかる。<sup>(8)</sup>

「施業」の名が付いた治療組織は歴史的に存在した。天平二年（七三〇）光明皇后が施業院を設立して貧窮の病人の治療にあたり、また徳川幕府は享保七年（一七二二）江戸の小石川に養生所を設けたが、それは施業院とも呼ばれた。窮民救済のための慈恵的施設として施業院が歴史的に存在し、名古屋藩はそれを模倣する施設の設立を構想したのである。

この監察方の上申書を受けて、藩庁は民政方市政懸りと医業吟味方懸りに対して、施業病院設立に向けた調査を命じた。つぎの六月十八日付の【史料2】、【史料3】がそれである。

### 【史料2】

市政懸り<sup>江</sup>

究民御救助筋に付、貧院之儀ハ御施行相成候得共、未施業病院無之候付、可然場所見立病院御取建相成、<sup>(7)</sup>究民之諸病<sup>(6)</sup>広ク被為救、且医学書生之者も右病院<sup>江</sup>出頭修行為致候積、右<sup>二</sup>付<sup>而</sup>ハ御開業方ハ如何取計候方  
可然哉、場所をも遂吟味、見込勘弁至急達之事

六月十八日

### 【史料3】

医業吟味方懸り<sup>江</sup>

究民御救助に付、貧院之儀ハ御施行相成候得共、未施業病院無之候付、可然場所見立病院御取建相成、究<sup>(7)</sup>民之諸病<sup>(6)</sup>広ク被為救、且医学書生之者も右病院<sup>江</sup>出頭修行為致度儀ニ付、右院中之規則并御開業之見込を

も申合、勘弁之趣至急達之事

六月十八日

名古屋藩では救民のための貧院がすでに設けられていた。これに加えて、施業病院を開設するので市政懸りに対しては、開設場所の選定を命じ、また医業吟味方懸りへは病院規則の起草と開業へ向けた準備を早急に行うように命じたのである。

しかし、医業吟味方懸りの病院規則の起草は進まなかったため、七月二十日になって、一両日中に提出するように督促した（史料4）。

#### 【史料4】

医業吟味方懸り<sup>江</sup>

施業院御取建<sup>ニ</sup>付、院中之規則御開業之見込等申合勘弁之趣、至急可申達旨、去月十八日申談置候処、今以吟味不被相達品無之候付、一両日中取調見込勘弁之趣達候事

七月廿日

医業吟味方懸りはこの督促を受けて、すぐに施業病院の設立方針と規則書を提出した（史料5）【史料6】。このとき民政方医業吟味方懸りには三人の医師がいた。石井隆算・山田梁山・三村玄澄である。

石井隆算（文化八／一八一〜明治十七／一八八四）は吉雄常庵に蘭方医学を学んだ尾張藩の奥医師である。慶

応三年（一八六七）から明治三年まで藩内の在野の医師を監督する立場にあつたといふ<sup>(9)</sup>。伊藤圭介らと種痘法の普及に尽力し、それに反対する漢方医の浅井紫山と激しく対立した。明治三年当時は、「五等官一等医 内家御雇」という地位にいた（後述）。

石井の父は町医師の山田梁山（文政十一年（一八二九）死去）であつた。この上申書に署名している山田梁山はその後継者だと思われる。そうだとすれば石井と兄弟ということになるが、私の手元にはそれを証する史料はない。また、三村玄澄について、嘉永六年（一八五三）に亡くなった奥医師に同名の人物がおり、玄澄の兄の子、玄春が三村家を嗣いだ。この玄春が玄澄と改名したのだと推測される<sup>(10)</sup>。

#### 【史料5】

究民御救助筋に付、貧院之儀ハ御施行相成候得共、未施薬病院無之候付、可然場所御見立、病院御取建相成、  
究民之諸病<sup>(マ)</sup>広ク被為救、且医学書生之者も右病院<sup>江</sup>罷出、修業可為仕儀<sup>ニ</sup>付、右院中之規則并開業之見込を  
も申合、勘弁之趣申達候様御談之趣奉得其意候、右<sup>者</sup>東京并大坂病院学校等之規則大略承知仕候趣共斟酌仕  
申合候処、東京之儀ハ大病院より施薬院之治療相兼候様子ニ御座候、今般御取建之儀ハ、施薬病院おいて医  
学書生修業をも為仕候御趣意ニ御座候付、右東西病院之規則に難仿倣哉ニ奉存候、先年此表故浅井董太郎宅  
おゐて施薬治療被命候節、最初取立候規則不弁利之事共有之候付、追々改革致候事共有之候間、今般先々大  
略御取調御開基ニ相成不摸通之儀も有之候ハ、隨時応変御調替相成候方可然哉ニ奉存候、且右東西病院学  
校ニ而書生<sup>江</sup>示<sup>示</sup>ニ相成候規則ハ、甚嚴重繁密之趣承知仕候得共、約ル処書生共謹恪専一ニ修業仕候為、教誡  
禁修等を設候儀ニ相見候、是等之儀ハ何れ博識之良士、可為師表もの教師ニ可被為命候間、其もの之量簡も<sup>(8)</sup>

有之儀ニ相見候付、先々大略申合候趣別紙ニ取調申候、御評議之節御裁酌御参定相成候様仕度儀ニ奉存候、依之規則書付壹通相添申上候

七月

医業吟味方懸り

石井隆庵(石)

同

山田梁山

同

三村玄澄

石井らが施薬病院の規則を起草するときに参考にしようとしたのは、東京と大坂の病院・学校規則であった。しかし、名古屋の場合には、施薬病院を開設し、併せてそこで「医学書生修業」、すなわち医学教育を行おうとしていた。そのため東京・大阪の規則を模倣することはできなかった。また東京大病院は窮民救済を目的としていたのではなく、本格的な医学機関としての発展を模索する組織だった。この点については後述したい。

施薬病院の規則を制定しようとするときの先例は、浅井重太郎（紫山）宅に開設された施薬治療施設の規則であった。浅井は十九世紀前期の尾張藩の漢方医学界の指導者であり、また博物学者としても著名であった。浅井の私塾であった静観堂講舎は、天保二年（一八三二）六月に医学館となり、十四年には「命を承けて施薬救貧病の事を統轄」したという。この医学館における施薬事業を明らかにする史料はもたないが、石井らは施薬病院構想を立

てるとき参考にしたと考えられる。

この石井らの上申書に添えられた「規則書」が次の【史料6】である。

【史料6】

一 教師 壹人

右<sup>者</sup>毎日午前院中<sup>江</sup>出勤、病人診察相済候上、医書等講釈仕候事

一 助教 壹人

右教師差支候節、診察講釈等輪番相勤、平生ハ生徒<sup>江</sup>教授取締方等相勤候事

一 同試補 両三人

右ハ勤向助教同様之事

但、右ハ諸向病院規則ニ倣ひ相試候処、全体良士たりとも毎々の当<sup>レ</sup>之診察処剂ハ難保儀ニも御座候間、最初助教之者も夫々病人診察仕、銘々見込之病理処剂等書付ニいたし、教師<sup>江</sup>差出、猶又教師診察之上裁酌治療相成候ハ、煩劇ニハ御座候得共、治療筋十全行届候儀ト奉存候

一 薬局懸り 五六人

右<sup>者</sup>医生修業之者共、右局<sup>ニ</sup>而傍看習熟可為致候方宜、乍去調薬之儀ハ余り多人数<sup>ニ</sup>而ハ、都而精密ニ難行届候付、懸り之主役人員ハ取定置候方可然儀ニ奉存候

一 看病人 四五人 俗役軽き者

右<sup>者</sup>病人送迎養生方等一切世話いたし候事

一 鑑察<sup>(マヤ)</sup> 兩人

一 会計 兩人

右ハ藥品初御費用一切取扱候事

一 賄方 兩人

右役々東京病院ニハ設有之候得共、賄方ハ当分会計方より兼勤仕候而も可然哉と奉存候

一 右教師初御登用相成候者共、官医はしめ在町医師之内、御管下他国共遠近広ク御人撰相成候様仕度儀ニ奉存候、仍之申達候

七月

施業病院は、診察・医学講習・施業・看護に当たる「教師」、「助教」、「助教試補」、「薬局懸り」、「看病人」と、事務方職員として「鑑(監)察」、「会計」、「賄方」からなる組織だった。診察・医学講習の体制については、東京・大阪の病院規則を参考にしていた。とくに助教については、診察・病氣診断・薬剤処方において教師を補佐させることで、治療の万全を期そうとしていた。しかも教師の任用に際しては、官医・在野医師にかぎらず、また全国から有能な人材を採用しようとした。【史料5】には、「博識之良士可為師表もの教師ニ可被為命候」とある。

そして、藩庁は市政懸りと医業吟味方懸りに対して、具体的な教師以下の人選に着手するように命じた(【史料7】【史料8】)。

【史料7】

市政懸り<sup>江</sup>

病院御取建<sup>ニ</sup>付、凡御入用積等被相達候付、否之儀ハ不日可申談候、就夫院中之規則医業吟味方懸り見込を茂相尋候処、別紙之通申達、人員備方等ハ前以難取究儀<sup>ニ</sup>付、随時変換之積、先々達之通<sup>ニ</sup>而異存無之候ハ、教師初人撰方吟味之儀、官医共<sup>江</sup>可相尋<sup>ニ</sup>付、猶更町医可然もの<sup>江</sup>博ク人撰申談、当人々々見込之趣取束、猶勘弁之次第も候ハ、可被申達候事

七月

【史料8】

医業吟味方懸り<sup>江</sup>

病院之規則等被相達候趣未発之儀<sup>ニ</sup>而、前以難取極候付、差支候条々ハ臨時変換之積を以、先々調之人員可被備候、就夫教師以下診察<sup>ニ</sup>関り候者ハ、不容易職務に付、博人撰之上ならてハ難被備候間、医名可然見込之人物取調各<sup>江</sup>可被差出事

七月

市政懸りへは【史料6】の「規則書」を添えて、教師の人選について官医へ命ずることになるので、然るべき町医にも相談して、教師候補者の意向を調べるように指示した。そして、医業吟味懸りに対しては、教師以下診察を担当する医師の候補者を推薦するように命じた。

こうして明治三年七月の段階で、名古屋藩は民政方を中心に、施薬病院規則の立案、それに基づいた教師の人選

の開始にこぎつけたのである。そして、十月になって、施薬病院開設へ向けた新たな動きがはじまった。

#### 四 施薬病院構想と種痘所

『民政御用留』第二冊には、種痘所と関連する病院設立についての史料が載せられている。次の【史料9】は一等医の石井隆算と伊藤圭介が連名で提出した上申書である。

明治二年の「職制」によれば、大参事以下の藩政組織の職は、一等官から九等官までの官等に分けられていた。石井と伊藤は五等官で、この官等相当には監察方の監察、兵隊方の二等聯隊長、学校の監、医学方の教授といった職があつた。二人は医学方の一等医であり、石井は同時に徳川家の私的な侍医を務めていた。

石井と伊藤はこの上申書で、これまで有志の医師が維持してきた種痘所が狭いので、杉之町の元馳走所を拝借し、藩命で種痘を広く施す政策を取るよう求めた。

#### 【史料9】

種痘術之儀、先年已来致主張候処、先般朝廷より御布告之儀も有之候付、弥尽力致世話候様御談之趣有之、猶更申合致幹旋候処、愚昧之者とも今以難信相半<sup>二</sup>、一様ニ難行届、且又種痘所之儀ハ、是迄有志之者共申合、釀金賃廡修理等もいたし候得とも、元来狹隘<sup>二</sup>不摸通ニ御座候付、致移転度存候処、差当り相応之居宅も無御座、何分自力<sup>二</sup>何事も難行届候付<sup>而</sup>、杉之町御馳走所之儀ハ、場所柄も宜御座候間、若此節御入用<sup>二</sup>も無御座候ハ、拝借引移、右術執行ひ申度、且官命を以引移候趣、并諸人右術乞来可申旨、市在<sup>江</sup>御布令

被成候様仕度、左候ハ、一般信用も厚相成可申義ニ奉存候、且又東京病院之儀も開基ハ種痘所ニ御座候間、此後病院御取建相成候節、先々合局ニ相成候ハ、諸事都合宜相運ひ可申儀ニ奉存候、仍之申達候

十月

五等官一等医

内家御雇

石井隆弇

五等官一等医

伊藤圭介

この上申書には、種痘治療の普及が名古屋藩の信用に関わるといふ熱意があふれている。朝廷からの布告とは、明治三年四月二十四日に出された種痘奨励の布告である。種痘は「濟世之良法」であつて、全国隅々まで行き渡るように府藩県へ命じたものである。<sup>13)</sup>

尾張藩の種痘の先覚者は、いうまでもなく蘭方医伊藤圭介である。<sup>13)</sup>長崎留学後、天保十二年（一八三一）には牛痘法の解説書を刊行し、また長崎のオランダ商館付の医師・モーニケから牛痘法を学んだ水戸藩の柴田方庵から伊藤の子供が種痘を受けたのは、嘉永二年（一八四九）十一月二十二日のことだった。名古屋でも種痘はしだいに普及するようになり、尾張藩では取締りに乗りだし、嘉永五年八月には藩営の種痘所を広小路に開設するに至つた（東種痘所）。伊藤のほか、石井隆弇と大河内存真（伊藤の兄）に主任を命じた。さらに翌六年二月には、広小路の種痘所が手狭になつたため、下御園町に新たな種痘所を開設した（西種痘所）。

石井・伊藤は「東京病院」の起源は種痘所にあると述べている。東京の大病院については上述したが、この組織

をさかのぼると、蘭方医の大槻俊斎・伊東玄朴・戸塚静海・箕作阮甫らの努力によって、安政五年（二八五八）五月七日、神田お玉が池に開設された種痘所がその出発点にある。この種痘所は万延元年（一八六〇）十月十四日に幕府の直轄施設となり、翌文久元年十月二十五日には「西洋医学所」と改称され、西洋医学の教育機関としての機能を併せもつことになった。<sup>14</sup> さらに文久三年二月二十五日には、西洋医学所頭取緒方洪庵・頭取助松本良順が蘭学の枠を越えた医学の専門教育機関をめざし、「医学所」と改称された。<sup>15</sup> これが維新政府に接収され、明治元年（一八六八）六月二十六日、医学所が開設された。<sup>16</sup> 『東京大学百年史』は、この維新政府の医学所と閏四月に横浜に設けられた病院を東京大学医学部・同附属病院の起源としている。<sup>17</sup>

横浜の病院は戊辰戦争による傷病兵を治療するために開設された。維新政府は七月二十日に旧津藩上屋敷に医学所附属の仮病院を置き、ここに横浜の病院を移すことになった。この場所には「東京府大病院」という榜示札が建てられ、仮病院の治療が開始された。そして施設の改修が行われて、十月に入って大病院としての業務を始めた。こうしてしだいに医療・医学機関として整備が進んでいった。そして翌二年二月には、医学所は旧津藩上屋敷に移転し、大病院と合併して「医学校兼病院」と称するに至った。なお、『東京大学百年史』は、明治元年六月の医学所の開設について、「医学所は初めて病院を付設する近代的な医学校の体裁となった」と位置づけている。<sup>18</sup>

石井・伊藤は東京大病院にならつて、名古屋藩の病院設立にあたつても種痘所との統一策を取るべきだと主張したのである。それまで窮民救済のために施薬病院を開設するという慈恵政策が進められてきたが、石井・伊藤の意見書によって名古屋藩は病院設立政策を転換したのだった。

この意見書を受けて、明治三年閏十月名古屋藩民政方は種痘所を杉之町旧馳走所に移転し、ここを拠点として病院の開設準備を行う方針を取るように藩庁に上申した。次の【史料10】がそれをあたる。

【史料10】

病院取建方御談ニ付、先々石井隆庵<sup>(マ)</sup>江勘弁相尋候処、別紙之通伊藤圭介申合候旨<sup>ニ</sup>而書付差出候、右<sup>者</sup>現在被行居候種痘法を基礎と仕、杉之町御馳走所<sup>江</sup>移転、漸を以病院<sup>江</sup>推及候勘弁<sup>ニ</sup>而、至極十全之儀と奉存候、就<sup>而</sup>、先々隆菴調之通可相成と、略左之通取調試候

一 石井隆菴・伊藤圭介兩人、種痘所頭取被命、病院開業懸可相勤旨、右<sup>ニ</sup>付為御手当現米拾石充可被下置候事

附、右院<sup>江</sup>届候医師員数も、出来不仕してハ難成儀と奉存候へとも、頭取兩人<sup>江</sup>御委任為取調候積候事  
一 病院開業に付<sup>而</sup>ハ、貧民施業等を初御入費も可有之と奉存候へとも、此儀ハ追々取調可申上候間、兼<sup>而</sup>御聞置可被成下候事

一 杉之町御馳走所之儀、兩度之暴風<sup>ニ</sup>而屋根板大破およひ、雨漏數ヶ所有之并疊之儀も多分破損<sup>ニ</sup>付、今般種痘所取開<sup>ニ</sup>付<sup>而</sup>ハ、夫々損所修復之儀、其筋<sup>江</sup>至急御談御座候様仕度候事

一 右場所取開方に付、四民并医師<sup>江</sup>別紙之通布告取計候積、日並等之儀ハ石井隆菴・伊藤圭介<sup>江</sup>相尋、取極可申上と奉存候事

右之通、大略尚更御勘弁否御申開御座候様仕度、別紙<sup>ニ</sup>三通差出申候事

午閏十月

民政権判事

民政方は石井・伊藤らが維持してきた種痘所を杉之町元馳走所に移転し、ここを拠点に病院開設を進めていくべきだとし、四項目の提案を行った。

(1) 石井と伊藤に種痘所頭取を命じ、病院開業懸りとして手当現米一〇石を与えること。また病院医師の人選を彼らに委任すること。

(2) 貧民施業の費用など病院開業の経費については、いずれ調査して上申すること。

(3) 移転予定先の杉之町元馳走所は修復が必要なので、そのための措置を取ってほしいこと。

(4) 病院開業については藩内に布告すること。また、開業日などは石井・伊藤と相談して決定した上で上申すること。

この民政方上申書は「別紙三通」を添付していたが、その一通は【史料9】の上申書だが、他の二通の内容はわからない。

この民政方の上申を受けて、藩庁は同じ閏十月、石井と伊藤に種痘所頭取を命じ、病院開業懸りとして開設を担当させる布達を出した。しかし、準備を始めた矢先、伊藤は東京の大学に出仕することになった。太政官は明治三年閏十月二十四日、名古屋藩に対して伊藤を政府に出仕させるので、至急に上京させるように命じたのである。<sup>19)</sup>

## 五 名古屋県仮病院の開設

名古屋県は明治四年七月、張三石を招聘して病院を開設することを布達し、世襲医師や在野医師等すべてが「洋医ノ医療」を学ぶように命じた。そして、八月八日の布達で、翌九日に仮病院を開業することを明らかにした。名古屋県が七月十四日の廃藩置県の詔書を管下に布達したのは、七月十八日のことだった。<sup>20)</sup>名古屋藩が明治三年閏十月に本格的な準備を始めた種痘所を基盤とした病院構想は、ようやく廃藩置県という大改革の渦中で出発すること

になった。

ところで、なぜ「仮」病院として出発したのか。

上述したように、東京大病院は明治元年七月に仮病院として出発した。また、大阪でも明治初年「仮病院」が開設されている。鳥羽伏見戦争の直後、慶応四年（一八六八）閏四月六日明治天皇は大阪に行幸し、独り身の者・貧窮者の救済を命じる沙汰書を出した。このなかに「今度於浪華病院御取建ニ相成、窮民ニシテ疾病療養不行届之者共、御救助可被為在」と、窮民を治療するための病院設立を命じていた。そして病院設置の場所、担当医師、規則などを早急に調査するように指示した。<sup>②</sup>名古屋と同様に窮民救済、すなわち慈恵政策として病院の設立が目的であったのである。

翌明治二年二月、仮病院が大阪市内の大福寺に開設された。適塾の緒方洪庵の縁戚の緒方郁藏、オランダ医師ボードウィンがこの仮病院の中心となった。大阪府はボードウィンに対して、「当分仮病院在勤治療伝習等被仰付候」という辞令書を与えた。また、緒方に対しても政府はボードウィンと協議して、「仮病院并伝習等之御用向」に早急に着手するように命じた。七月十九日、仮病院は修築された鈴木町代官屋敷跡に移り、大阪府病院として開院した。この経緯からすると、「仮病院」はスタッフ、病院規則、施設が整わない状況のなかで、当面の緊急な患者治療を行いながら、他方で病院体制を構築していくための暫定的な組織であった。

名古屋県の仮病院も、病院の組織と施設が本来あるべきものとして整備されないまま、暫定的に開業したことによって「仮」という形をとったと考えられる。

## 六 残された課題

最後に、残された課題をいくつか提示して、本稿を終えたいと思う。

明治三年閏十月の民政方上申書の提出から四年八月の仮病院開設までの約九か月間の動きは、史料不足もあつてはつきりしない。伊藤がいなくなつたことが準備作業を遅らせたことは推測に難くない。医師の人選、開業経費の算出、元馳走所の修築などに時間を要したのだろうか。開業場所は元馳走所ではなく、元評定所になつてゐることとはなぜか。<sup>22</sup> こうした疑問を今後解決していくことが、第一の課題である。

この空白の期間を埋めていく検証作業を行う際、かならず検討しなければならない史料として、『種痘所御用留』所載の諸史料がある。そのなかに、明治初期の名古屋藩の医療行政を論ずるとき、かならず言及される「洋学医席」の設立を求めた建議書案がある。<sup>23</sup> これは明治三年八月に石井隆算・中島三伯・伊藤圭介が連名で藩庁に提出したものである。この八月の建議書とこれまで紹介してきた施薬病院設立に関する動向との関係を詰めて考えることが第二の課題である。

八月の建議書案は洋学を修業する者が多くなつてきたが、修行機関がないため、他所へ経費をかけて留学するほかないので、名古屋に藩立の「洋学医席」を設立して、原書・翻訳書の講習、舎密（化学）・本草・製薬・解剖の諸学の修学、病人の診察を行うべきだと提案した。そして次のように史料は続く。

先年以来同志之者相謀り、広小路之内ニ而抛金貨廩、種痘術取行ひ申候間、一時仮ニ右借宅ニテ医学所相兼講

習仕度奉存候処、甚狭隘ニ而、春秋ハ男女数百人相集り、大ニ混雜不都合ニ相成、且二十年來右修理雜用等も抛金相支候処、物価高騰難渋仕候間、何卒此節市中ニ於テ為医学所相応之居宅壹軒御渡被成下候様仕度、左候ハ、右種痘所も引移、病院同様医学講習之余病人も診察治療も仕候ハ、至極模通宜しき儀ニ奉存候

この建議書案の文章は、明治三年十月の石井・伊藤の上申書〔史料9〕とよく似ている。上申書には、「種痘所之儀ハ、是迄有志之者共申合、釀金賃無修理等もいたし候得とも、元來狭隘ニ而不摸通ニ御座候付、致移転度存候処、差当り相応之居宅も無御座、何分自力ニ而ハ何事も難行届候」とあり、元馳走所への移転を求め、そこを拠点とした病院の開設を計画していた。まさに二つの文書は同一の病院構想を示しており、七月の建議書案の内容が十月の上申書として正式に藩庁に提案されたと言つていいだろう。しかも、この建議書には「教授修業之規矩」、教員人事に関する別紙が添えられており、有志の種痘所ではなく、「官命」での病院・医学講習所の設立を求めるなど、病院構想はかなり進んでいたのである。

第三の課題は、中島三伯の医学館構想と施業病院構想、医学所設立構想との関係を検討することである。『名古屋大学五十年史』は、中島三伯が立案した「医学之制度」という史料に言及している。<sup>24</sup>五十年史の編纂過程で、中島の子孫から関係史料が提供され、そこに含まれていたものであった。

田中英夫によれば、中島は津島の村医伊藤家に生まれ、弘化四年（一八四七）藩医中島家を継いだ。文久三年（一八六三）には奥医師となり、明治元年二月に徳川慶勝の侍医となった。中島は石井や伊藤のように、名古屋藩「職制」の一等医ではなかったが、明治四年五月十一日改正の『位階相当職員録』によれば、石井・山田梁山・三村玄澄と並んで、「侍医」の職にあった。<sup>25</sup>

この「医学之制度」が作成された時期は明らかでない。中島は「医学館」を藩校明倫堂に設立することを考え、そこに「総裁」・「監吏」・「検事」という役人と、講師・助教・訓導を配置して、「漢蘭二流之差別」がなく、町医にも講習が開放した医学教育を計画していた。明治三年八月の「洋学医庠」案より前の構想だと推定されているが、中島が医業吟味方に任命されておらず、また明治三年十月の構想にも名を連ねていない理由を含めて、今後この構想の意義を検討していく必要があるだろう。

最後にもう一点、仮病院について触れておきたいと思う。仮病院の規則である『名古屋県病院規則』は八月（日不明）に制定され、それは活版として刊行された。<sup>(26)</sup> 徳川林政史研究所所蔵の『名古屋県病院規則』には、一通の文書が綴り込まれている。

別紙病院御規則書壹通相廻し候条、村々おみて書取、末々迄不洩様通達および承知可申上、村役人印形せしめ、  
急々順達納村より序を以可返者也

十月十四日 知多郡出張所

知多郡出張所（印）

急々 十月十四日 木田村庄屋

これは名古屋県の知多出張所が管轄内に規則書を廻達したことを示す史料である。木田村庄屋から村々に順達され、各村では規則書を写し取るようになっていた。名古屋県仮病院は東京大病院をモデルに開設され、「天下ノ万民無病壯健ニシテ、人々其産業ヲ勉励」させるための施設だとした上で、管内の「病者貴賤ト無ク遠近ト無ク其治

ヲ受ヘキ」ことを勧めたのである。仮病院の開設以後の名古屋県（愛知県）の医療政策の展開について、管内の町村へどのような形で浸透していったのかも、今後の検討課題の一つだろう。

仮病院が開設された前後の時代、名古屋藩・名古屋県の教育政策には見るべきものがあつた。洋学校の設立（明治三年六月）、イギリス人・フランス人の教師の洋学校への招聘（明治四年七月）、市内への小学校の開設（同年七月）、女子教育の奨励（同年九月）、中学校の設立（同年十月）など、つぎつぎに新時代に向けた政策が打ち出されていった。病院・医学学校の設立問題もこうした一連の教育政策との関連で、いつそう検討される必要があるだろう。また、本論でも少し触れたのだが、名古屋における病院・医学学校の計画・開設は東京・大阪の医療政策と密接に関連しており、相互の影響を考察していかなければならない。

## 注

- (1) 『名古屋大学五十年史』通史一、名古屋大学、一九九五年、四八頁。
- (2) 『名古屋大学史紀要』第三号、一九九二年、一五七―一七三頁。
- (3) 山田英雄・島岡真「名古屋医学の源流を訪ねて」⑦仮病院（仮医学校）設立前後、『名古屋医学会ニュース』第七号、一九八九年八月説を採用したのは『名古屋市史 学芸編』（一九一五年刊）が最初であり、その後、医学講習場で学んだ医学者の伝記、『三輪徳寛』（一九三八年刊）もそれにならっている。
- (4) 『名古屋大学医学部学友会史』名古屋大学医学部学友会、二〇〇九年、七一五〇頁。
- (5) 『病院沿革略誌』『愛知県公立病院及医学校第一報告』一頁、名古屋大学文学書資料室所蔵。
- (6) 五月説は『名古屋大学医学部九十年史』（青井東平編、名古屋大学医学部学友会、一九六一年）でも踏襲された。その他、太田益三『幕末維新尾張藩医史』（名古屋市医師会、一九四一年）も五月に開設されたと書き、これを名古屋帝国大学の「源泉」

と位置づけた(五四頁)。

- (7) 『尾藩世紀』上、名古屋叢書三編第二卷、名古屋市教育委員会、一九八七年、四七二―四七六頁。
- (8) 天野忠順『公事志』名古屋蓬左文庫所蔵。
- (9) 『名古屋市史』人物編第二、川瀬書店、一九三四年、五二二―五三三頁。
- (10) 同右書、五〇七―五〇八頁。
- (11) 同右書、四六四―四六五頁。
- (12) 『太政官日誌』明治庚午第廿号(『太政官日誌』第四卷、東京堂出版、一九八〇年、一一一頁)。
- (13) 伊藤圭介については、杉本勲『伊藤圭介』(吉川弘文館、一九六〇年)、前掲『名古屋大学医学部九十年史』六一―一四頁、前掲『名古屋大学五十年史』通史二、三六一―四〇頁、土井康広『日本初の理学博士 伊藤圭介の研究』(皓星社、二〇〇五年)を参考にした。土井の伊藤研究は『伊藤圭介文書』などの基本史料を十分に使いながら伊藤の学問的軌跡を追及した労作である。また、土井は関連史料を翻刻して広く紹介しており、史料集としての価値も高い。
- (14) 『東京大学百年史』通史編一、東京大学、一九八四年、五二―五八頁。
- (15) 同右書、七三―七四頁。
- (16) 以下、医学所については、同右書、一九七―二〇六頁による。
- (17) 同右書、一九八頁。
- (18) 同右書、二〇二―二〇九頁。
- (19) 『名古屋藩庁日誌抄』名古屋市蓬左文庫所蔵。
- (20) 愛知県教育委員会編・発行『愛知県教育史』第三卷、一九七三年、六八頁。
- (21) 以下、大阪の仮病院開設については、『大阪大学五十年史』大阪大学、一九八五年、六一―一二頁、による。
- (22) 名古屋藩は明治四年七月十七日、市内七か所に小学校を設置する布達を出した。その七か所のなかに元馳走所が含まれている(前掲『愛知県教育史』六八―六九頁)。

- (23) 前掲『名古屋大学五十年史』通史一、四五―四六頁。
- (24) 同右書、四一―四三頁。
- (25) 田中英夫「ある藩医の明治維新——中島三伯試論——」『東海地区大学図書館協議会誌』第二十一号、一九七六年。
- (26) 『明治四年刊名古屋病院規則』徳川林政史研究所蔵。

(はが・しょうじ 大学文書資料室)